

# 茨城県報

第5560号

昭和42年12月4日

(月曜日)

(明治35年3月17日)  
第三種郵便物認可

## 目次

<b>規 則</b>	
●昭和42年度分の市町村に交付すべき地方交付税のうち普通交付税の基準財政収入額の算定に関する規則……………	1
<b>告 示</b>	
●養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの収容、養護委託並びに葬祭の措置に要する費用の一部改正……………	3
●国民健康保険医の登録……………	3
●県立奥久慈自然公園の区域の変更……………	4
●県立奥久慈自然公園の特別区域の指定……………	4
●豚コレラ予防の移入禁止区域等の一部改正……………	4
●ニューカッスル病予防の移入禁止区域等の一部改正……………	4
●茨城県林業就労態勢整備促進補助金交付要項……………	5
●徳蔵地区土地改良事業の縦覧……………	15
●野口隆ほか53名土地改良事業の認可……………	15
●豊田堰土地改良区換地計画の一部変更……………	15
●北川地区土地改良事業の縦覧……………	15
●大畑地区土地改良事業の縦覧……………	15
●国松上大島地区土地改良事業の縦覧……………	16
●県営里川堰地区土地改良事業の縦覧……………	16
●道路の区域変更(2件)……………	16
●道路の使用開始(2件)……………	17
●建築基準法に基づく道路の位置の指定(3件)……………	18
<b>公 告</b>	
●麻薬取扱者の聴聞……………	20
●宅地建物取引業者の免許……………	20
●宅地建物取引業者の免許事項変更……………	20
<b>辞 令</b>	
●熊坂吉恵ほか……………	21

## 規 則

### 茨城県規則第78号

昭和42年度分の市町村に交付すべき地方交付税のうち普通交付税の基準財政収入額の算定に関する規則を次のように定める。

昭和42年12月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

### 昭和42年度分の市町村に交付すべき地方交付税のうち 普通交付税の基準財政収入額の算定に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、地方団体に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に関する省令(昭和37年自治省令第17号。以下「省令」という。)の規定に基づき、市町村に対して交付すべき昭和42年度分の地方交付税の基準財政収入額の算定方法等を定めるものとする。

(市町村民税の所得割に係る基準税額の算定方法)

**第2条** 省令第31条第3項第2項の規定により規則で算定する所得割に係る基準税額は、当該市町

村ごとに次の算式によつて算定した額に

1.042422450を乗じて得た額とする。

算 式

$$\left\{ (A+B-C) \times (0.7+0.3 \times D \times \frac{\sum (A+B-C)}{\sum \{(A+B-C) \times D\}} \right\} \times 0.735$$

算式の符号

A 省令第31条第3項第1号のAに同じ。

B // のBに同じ。

C // のCに同じ。

D // のDに同じ。

(市町村民税の法人税割に係る基準税額の算定に用いる率)

**第3条** 省令第31条第4項第2号(一)の(1)及び(2)の規定により知事が定める率は次の各号に定めるものとする。

(1) 分割法人

r<sup>1</sup> 1.0831739578

r<sup>2</sup> 1.047330113

r<sup>3</sup> 1.132799907

(2) その他の法人

r<sup>4</sup> 1.096606429

r<sup>5</sup> 1.118269427

(固定資産税に係る基準税額の算定方法等)

**第4条** 省令第32条第2項に定める土地に係る基準税額の算定に用いる課税標準額は、当該市町村の区域内に所在する土地(昭和42年1月1日現在において土地課税台帳及び土地補充課税台帳に登録されるべきであつた土地(地方税法第348条又は第351条本文の規定に該当するものを除く。)をいう。)の地目ごとに算定した昭和42年度分の固定資産税の課税標準額として知事が調査した額とする。

2 省令第32条第3項に定める家屋に係る基準税額の算定に用いる平均価額は昭和42年度分の家屋の評価のために木造家屋及び非木造家屋について市町村ごとに知事が決定した平均価額とする。

3 省令第32条第4項第2号に定める償却資産に係る基準税額は次の各号によつて算定した額の合算額とする。

(1) 省令第32条第4項第1号(一)及び(二)の規定によつて算定した当該市町村の合算額に

0.502342577を乗じて得た額

(2) 当該市町村の償却資産の課税台帳に登録された償却資産の課税標準額の合算額(地方税法第351条本文の規定に該当するもの及び同法第389条の規定によつて自治大臣又は知事が評価し配分した額及び省令第32条第4項第1号四の3,000万円以上の償却資産に係る額を除く。)に

0.044989144を乗じて得た額

(3) 省令第32条第4項第1号(四)及び(五)の規定によつて算定した額

(木材引取税の基準税額の算定に用いる樹種別素材生産推定量の算定方法)

第5条 省令第37条の規定による木材引取税の基準税額算定に用いる樹種別素材生産推定量は、知事が調査した昭和40年度における当該市町村のすぎ、ひのき、まつについては針葉樹の用材林の蓄積量の合算数量に、なら、ぶな、その他の広葉樹については広葉樹の用材林の蓄積量の合算数量に次の樹種別の率を乗じて得た数とする。

す ぎ	ひ の き	ま つ		な ら	ぶ な
		(杭 木 パ ル プ)	そ の 他		
0.010946694	0.005364605	0.0033347544	0.0047846477	0.0029772854	0.0038279384

そ の 他 の 広 葉 樹	
(杭 木 パ ル プ)	そ の 他
0.0025519589	0.0102078357

付 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和42年度分の普通交付税について適用する。

告 示

茨城県告示第1535号

昭和42年5月18日茨城城告示第611号で告示した養護老人ホーム及び特別養護老人ホームへの収容、養護委託並びに葬祭の措置に要する費用の一部を次のように改正し、昭和42年10年1日から適用する。

昭和42年12月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

生活費、事務費及び葬祭費の支弁月額等の算定基準1の(1)のアの表 1人当たり月額の欄中「7,325円」を「7,495円」に、「6,940円」を「7,110円」に改め、同イの表 1人当たり月額の欄中「9,290円」を「9,480円」に、「9,060円」を「9,250円」に改める。

茨城県告示第1536号

国民健康保険法第39条の規定に基づき、次のとおり国民健康保険医として登録したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令第9条の規定により告示する。

昭和42年12月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記号番号	登録年月日	国保医名
茨国歯 743	42. 11. 1	渡 辺 三 雄

茨城県告示第1537号

茨城県立自然公園条例(昭和37年茨城県条例第17号)第4条第2項の規定により、茨城県立奥久慈自然公園の区域を次のとおり変更(拡張及び縮小)する。

区域図は、茨城県庁、久慈郡大子町役場、同水府村役場及び那珂郡山方町役場に備えて縦覧に供する。

昭和42年12月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

区域変更の所在地 久慈郡大子町  
" 水府村

茨城県告示第1538号

茨城県立自然公園条例(昭和37年茨城県条例第17号)第11条第1項の規定により、茨城県立奥久慈自然公園の区域内に次のとおり特別地域を指定する。

地域図は、茨城県庁、久慈郡大子町役場、同水府村役場及び那珂郡山方町役場に備えつけて縦覧に供する。

昭和42年12月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

特別地域の所在地 久慈郡大子町  
" 水府村  
那珂郡山方町

茨城県告示第1539号

昭和42年3月30日茨城県告示第412号で告示した茨城県家畜伝染病まん延防止規則に基づく豚コレラ予防のための移入禁止区域等を次のとおり改める。

昭和42年12月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 移入禁止区域中 千葉県船橋市を加える。

茨城県告示第1540号

昭和42年11月10日茨城県家畜伝染病まん延防止規則に基づくニークツスル病予防のための移入禁止区域等の一部を次のように改める。

昭和42年12月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 移入禁止区域中 栃木県栃木市および福島県白河郡を加える。

茨城県告示第1541号

茨城県林業就労態勢整備促進補助金交付要項を次のように定める。

昭和42年12月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県林業就労態勢整備促進補助金交付要項

(趣旨)

**第1条** 知事は、林業における労働災害を防止し、安定した就労態勢を図るため、森林組合、中小企業協同組合等に対し、安全衛生関係の施設、機械器具、備品等(以下「安全施設等」という。)の取得に要する経費の一部について予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、当該補助金支については、茨城県補助金等交付規則(昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助事業者)

**第2条** 規則第2条第2項及び第3項に規定する補助事業者は、次に掲げる条件のすべてを満たしていることを要するものとする。

- (1) 林業生産のウエイトの高い市町村内に所在する森林組合、中小企業協同組合又は10人以上の林業者で構成する協業体(以下「森林組合等」という。)であること。
- (2) 林業に関する事業活動を継続的に行なっていること。
- (3) 当該森林組合等の雇用する林業労働者は、原則として、県において作成した林業労働者就労動向台帳に登録されている者であること。
- (4) 年間就労日数150日以上の特設的林業労働者をおおむね10人以上雇用していること。
- (5) 労働災害の防止、安全衛生の充実、雇用の安定その他林業労働条件の改善に関し、積極的に対処していること。

(補助事業、補助対象経費及び補助率)

**第3条** 補助事業及び補助の対象となる安全施設等の種類は、次の表のとおりとし、補助率は補助対象経費の3分の2以内とする。

名 称	規 格 等
防 護 具	保護帽、耳マフラー、防護衣、防護靴、スネアテ、すべり止め等
チェーンソー防振装置	防振ハンドル等
集運材用風圧ガバナ	
チルホール	揚動力750kg～3,000kg、ワイヤーロープ20mつき
安全フック	許容荷重1,500kg～3,000kg

作業現場連絡用オートバイ等	
救 急 用 品	たんか、止血帯、救急箱
幻 灯 器 セ ッ ト	安全作業スライドを含む。
作 業 員 山 泊 施 設	移動組立式、付帯施設を含む。
簡 易 浄 水 装 置	コンパクト型

(補助金の交付申請)

**第4条** 補助金の交付をうけようとする者(以下「補助事業者」という。)は、林業就労態勢整備促進補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 林業就労態勢整備事業計画書(様式第2号)
- (2) 補助事業を決議した理事会又は総会の議事録謄本(協業体にあつては、当該協業体の構成員が共同して補助事業を行なう旨を証する書面)

(申請の取下げ)

**第5条** 規則第8条の規定による申請の取下げ期限は、補助事業者が補助金交付決定の通知を受領した日から10日とする。

(交付決定の通知)

**第6条** 規則第7条の規定による通知は、林業就労態勢整備促進補助金交付決定通知書(様式第3号)により行なうものとする。

(内容変更)

**第7条** 補助事業者は、前条の補助対象経費又は補助事業の内容を変更しようとするときは、林業就労態勢整備促進補助金交付申請内容変更申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認をうけなければならない。

2 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、その旨を文書をもつて知事に報告し、その承認をうけなければならない。

(実績報告)

**第8条** 規則第13条の規定により、補助事業者が知事に提出する補助事業実績報告書及びその関係書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 林業就労態勢整備事業実績報告書(様式第5号)
- (2) 検査調書(様式第6号)
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の経理)

**第9条** 補助事業者は、補助事業にかかる安全施設等を購入したときは、経理処理を確実に行ない、補助事業の収支を明確に記録しなければならない。

(取得財産処分制限)

**第10条** 補助事業者は、補助事業により取得した安全施設等を、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)による耐用年数を経過しない期間内において、規則第20条本文の処分をしてはならない。ただし、補助事業者の申請により知事がやむを得ないと認めて処分を承認したときは、この限りでない。

(取得財産使用状況の報告)

**第11条** 補助事業者は、前条に定める取得財産処分の制限期間中、当該安全施設等の使用状況について、知事が要求したときは、いつでも使用状況調書(様式第7号)を提出しなければならない。

(書類の提出先)

**第12条** この要項により知事に提出する書類は、正副2部を作成し、所轄農林事務所長を経由しなければならない。

様式第1号 (第4条)

林業就労態勢整備促進補助金交付申請書

昭和 年 月 日

茨城県知事 殿

申請者 住 所 市 郡 町 村 大字 番地

名 称 .....

代表者氏名 ..... (印)

昭和 年度林業就労態勢整備のため安全施設等を購入したいので、補助金を交付されるよう、茨城県補助金等交付規則第4条の規定により、下記のとおり申請いたします。

記

1 交 付 申 請 額 円

2 事 業 実 施 時 期 年 月 日 から 年 月 日 まで

3 事 業 計 画 の 大 要

(B5)

注 添 付 書 類

- (1) 林業就労態勢整備事業計画書
- (2) 総会 (理事会) の議事録



様式第2号(第4条)

林業就労態勢整備事業計画書

1 実 施 計 画	(1) 購入予定安全施設等	名 称	員 数	単 価	金 額	備 考
				円	円	
			計			
2 収 支 計 画	就労態勢整備計画	事 業 区 分	現 況	計 画	比 較	備 考
		労 働 者 数	人	人	人	
		労 働 日 数	日	日	日	
		生 産 量 等				
		災 害 発 生 状 況				
2 収 支 計 画	収 入			支 出		
	科 目	金 額	備 考	科 目	金 額	備 考
	県林業就労態勢整備促進補助金			購入代金		
	市町村補助金			そ の 他		
	自 己 資 金					
	計			計		

(B5)

様式第3号

林業就労態勢整備促進補助金交付決定通知書

林 政 第 号

昭和 年 月 日

代表者 何 某 殿

茨城県知事 (印)

昭和 年 月 日付で申請のあつた林業就労態勢整備促進補助金については、茨城県補助金等交付規則第5条の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同規則第7条の規定により通知する。

記

1 補助金交付決定額 円

	名 称	員 数	単 価	金 額
	2 補助対象安全施設等			
計				

3 申請取下期限 年 月 日

4 購入代金 円

5 その他の条件

(B5)

様式第4号

林業就労態勢整備促進事業補助金申請内容変更申請書

昭和 年 月 日

茨城県知事 殿

申請者 住 所 市 郡 町 村 大字 番地  
名 称 .....

代表者氏名 ..... 印

昭和 年 月 日付で提出した林業就労態勢整備促進補助金交付申請書の内容を  
下記のとおり変更したいので、承認されるよう申請します。

記

1 補助金交付申請額	変 更 前	円
	変 更 後	円

2 変 更 の 理 由

3 変 更 の 内 容

(B5)

様式第5号

林業就労態勢整備事業実績報告書

昭和 年 月 日

茨城県知事 殿

補助事業者 住 所 市 郡 町 大字 番地  
 名 称 .....  
 代表者氏名 ..... 印

昭和 年 月 日付林政第 号により補助金の交付の対象となつた事業が完了しましたので、その実績を下記のとおり報告いたします。

記

1 交付決定額 円

2 購入安全施設名	名 称	員 数	単 価	金 額	購 入 先
	計				

3 購入月日 年 月 日

4 収 支 決 算	収 入			支 出		
	科 目	金 額	備 考	科 目	金 額	備 考

(B5)

注 添付書類

- 1 検査調書 1部
- 2 契約書又は請書もしくは保証票の写 1部

様式第6号

検 査 調 書

		名 称	員 数	購 入 先
1 安全・施設名				
2 検査	(1) 期 日	年	月	日
	(2) 場 所	市 郡	町 村	大字 番地
3 検査事項				
<p>上記のとおり検査しました。</p> <p>昭和 年 月 日</p> <p>検 査 員</p> <p>職氏名 ..... (印)</p> <p>立 会 人</p> <p>職氏名 ..... (印)</p>				
<p>本検査書による検査事項に相違ないことを確認しました。</p> <p>..... 林業指導所</p> <p>職 氏 名 ..... (印)</p>				

(B5)

注 検査員は、森林組合又は中小企業協同組合にあつては理事、その他の林業者の協業体にあつてはその代表者とし、立会人は、組合等の監事又は技術職員とする。

なお、本検査調書に県吏員が検査を確認した旨の証印を要するものとする。

様式第7号

林業就労態勢安全施設等使用状況調査書

昭和 年 月 日

茨城県知事 殿

住所 市 郡 町 大字 番地

名称 .....

代表者氏名 ..... ④

昭和 年度林業就労態勢整備促進事業により取得した、安全施設等の使用状況は、下記のとおりであります。

記

---

(1) 安全施設等の名称

---

(2) 事業の成果

(B5)

茨城県告示第1542号

昭和42年10月10日付で七会村長阿久津鋭男から申請のあつた徳蔵地区の土地改良事業は、審査の結果適当と決定したので、土地改良法第96条の2第5項において準用する同法第8条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

昭和42年12月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

- (1) 徳蔵地区土地改良事業計画書
- (2) 七会村営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写

2 縦覧の期間 昭和42年12月12日から昭和43年1月2日まで

3 縦覧の場所 七会村役場

**茨城県告示第1543号**

昭和42年4月22日付で猿島郡猿島町大字菅谷447野口隆ほか53名から申請のあつた土地改良事業(共同施行)については、土地改良法第95条第1項の規定により昭和42年11月25日認可した。

昭和42年12月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

**茨城県告示第1544号**

昭和42年10月24日付で竜ヶ崎市豊田町1662番地の1に事務所を置く豊田堰土地改良区から申請のあつた、昭和41年9月16日付耕二指令第300号で認可した換地計画にかかる変更認可申請については、土地改良法の一部を改正する法律(昭和39年法律第94号)付則第12項の規定に基づき改正前の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項の規定により昭和42年11月28日認可したから同法同条第8項の規定により公示する。

昭和42年12月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

**茨城県告示第1545号**

広浦干拓土地改良区から昭和42年3月1日付申請のあつた北川地区土地改良事業は適当と決定したので、土地改良法第48条の規定によつて関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和42年12月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

広浦干拓土地改良区定款写

北川地区土地改良事業計画書

2 縦覧の期間 昭和42年12月11日から12月31日まで

3 縦覧の場所 大洗町役場

**茨城県告示第1546号**

新治村大畑土地改良区から昭和42年5月1日付申請のあつた大畑地区土地改良事業は適当と決定したので、土地改良法第48条の規定によつて関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和42年12月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

新治村大畑土地改良区定款写

大畑地区土地改良事業計画書

2 縦覧の期間 昭和42年12月11日から12月31日まで

3 縦覧の場所 新治村役場

茨城県告示第1547号

国松上大島土地改良区から昭和42年9月25日付申請のあつた国松上大島地区土地改良事業は適当と決定したので、土地改良法第48条の規定によつて関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和42年12月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

国松上大島土地改良区定款写

国松上大島地区土地改良事業計画書

2 縦覧の期間 昭和42年12月11日から12月31日まで

3 縦覧の場所 筑波町役場

茨城県告示第1548号

土地改良法第87条第1項の規定に基づき、県営里川堰地区土地改良事業について、土地改良事業計画を定めたので、土地改良法第87条第4項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和42年12月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

県営里川堰土地改良事業計画書写し

2 縦覧の期間 昭和42年12月11日から昭和42年12月31日まで

3 縦覧の場所 常陸太田市役所

日立市役所

那珂郡東海村役場

茨城県告示第1549号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和42年12月4日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和42年12月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 道路の種類 県 道

2 路 線 名 東野田古河線

3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
猿島郡総和村大字東牛ヶ谷 字谷中713番地先から	旧	メートル 6.0~7.5	メートル 1,748.0	
猿島郡総和村大字西牛ヶ谷 字西谷1698番地先まで	新	3.0~7.5	1,748.0	



茨城県告示第1550号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和42年12月4日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和42年12月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 川尻停車場川尻線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
日立市川尻町字明神田 1802番地先から	旧	メートル 6.0~7.0	メートル 815.0	
日立市川尻町字五反田 1695の1番地先まで	新	8.0~16.0	830.0	

茨城県告示第1551号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。  
その関係図面は、昭和42年12月4日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和42年12月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道東野田古河線
- 2 使用開始の区間 猿島郡総和村大字東牛ヶ谷字谷中713番地先から  
同郡同村大字西牛ヶ谷字西谷1698番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和42年12月4日

茨城県告示第1552号

道路法(昭和27年法律第180号)第18項第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。  
その関係図面は、昭和42年12月4日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和42年12月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道川尻停車場川尻線

- 2 使用開始の区間 日立市川尻町字明神田1802番地先から  
日立市川尻町字五反田1695の1番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和42年12月4日

茨城県告示第1553号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和42年12月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

番 号	指定年月日	指 定 の 位 置	道路幅員及び延長	
			幅 員	延 長
1	42. 12. 4	那珂郡那珂町大字向山字保登内1274-1	4	35.60
2	〃	那珂湊市富士の上60-4, 58-4	4	47.00
3	〃	日立市大沼町字梶房683-1, 3, 5	4	28.90
4	〃	日立市諏訪町字二の上石内776-1, 4	4	63.00
5	〃	日立市滑川町上所沢202-3	4	20.50
6	〃	勝田市大字津田八軒2761-1, 10, 11, 2770	4	63.52
7	〃	土浦市大字中字番外24-229, 231, 233, 235, 236	4	59.90
8	〃	稲敷郡牛久町大字田宮字押し364-4	4	11.60

茨城県告示第1554号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和42年12月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

番 号	指定年月日	指 定 の 位 置	道路幅員及び延長	
			幅 員	延 長
1	42. 12. 4	土浦市大字大岩田字休堂2197-2	4	48, 50
2	〃	水戸市浜田町字西念寺脇344-3, 4	4	36.90
3	〃	新治郡千代田村大字下稲吉字逆西 3672-2, 3673-2, 4, 3674-2, 4	4	177.69
4	〃	土浦市大字中字下木番外26-86, 87, 97, 98, 99, 100	4	222.00
5	〃	土浦市中高津字西原888-4	4	27.00
6	〃	那珂湊市東塚原565-36, 37, 40, 41, 42, 43	4	51.75
7	〃	北相馬郡守谷町大字守谷字沼崎甲1844	4	248.00

8	〃	北相馬郡守谷町大字大柏字下ヶ戸 1005, 1006, 1004, 1015, 1007, 1008, 1026, 1028, 1010, 1014	4	1,894.00
9	〃	那珂郡東海村大字舟石川字石橋向813-3	4	105.50
10	〃	勝田市大字津田字北八軒2582-14	4	59.5
11	〃	古河市大字古河6368	4	19.60
12	〃	〃 中田町1丁目978-1	4	14.90
13	〃	那珂湊市堀川外6113-1, 2, 8, 10	4	31.25

茨城県告示第1555号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和42年12月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

番 号	指定年月日	指 定 の 位 置	道路幅員及び延長	
			幅 m	延 長 m
1	42. 12. 4	勝田市大字津田字七軒前 1854-11, 12, 13, 14, 15, 16	4	43.60
2	〃	勝田市大字勝倉字大平3433-1421, 3433-1420	4	46.00
3	〃	〃 津田字台楽2720-1	4	40.20
4	〃	土浦市大字常名字新郭4499-●	4	30.20
5	〃	〃 中貫字稲荷山651-60	4	45.69
6	〃	〃 中字中台938-3	4	23.20
7	〃	〃 大岩田字七郎田2526-1	4	16.99
8	〃	〃 真鍋字十三塚2715-3	4	37.12
9	〃	稲敷郡阿見町大字阿見字阿見原 4666-2130, 2131, 2134, 2135	4	78.00
10	〃	日立市成沢町表田174	4	38.65
11	〃	水戸市元吉田町2311-7, 24, 2313, 2314-1, 5, 3	4	43.00
12	〃	勝田市東石川字六ツ野2577-7, 14	4	92.20
13	〃	〃 大字勝倉字地藏根2822-4, 2824-5	4	26.80



248	41. 9. 6	茨 城 不 動 産	主たる事務所の変更 ① 新 真壁郡協和村大字門井102 ② 旧 下館市稲野辺251
-----	----------	-----------	---

**辞 令**

●茨城県教育委員会 (昭和42年11月22日付)

採 用

新 旧 氏 名  
福 利 課 長 (総務部副参事兼人事課行政考査員) 熊 坂 吉 恵

出 向

新 旧 氏 名  
知 事 部 局 福 利 課 長 塩 畑 仁

**正 誤**

昭和42年10月26日茨城県報第5549号に登載の保安林の指定の解除予定に関する告示中下記のとおり誤りがあったから訂正する。

記

ページ	行	正	誤
9	上から11	河川護岸および築堤敷地とするため	公益上の理由



◀ 県政の総覧 県民の六法 ▶

# 茨城県報

茨城県の行政機構・財政・農林・水産・商工・観光・土木・衛生・労働・公安・教育・文化・民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例・規則・告示・公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知ってもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県印刷所あてお申し込み下さい。

購読料は，送料とも1カ月200円であります。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1カ月）  
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 2 0 0 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所